

廃第1569号

令和4年1月17日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様
千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

農場における死亡した家畜及び家きんの適正な処理について

このことについて、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。

豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う疫学調査において、農場敷地内で家畜及び家きんの死体を堆肥化していた事例が複数確認されていますが、畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められているため、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、廃棄物処理法に基づき適正に行わなければなりません。

つきましては、貴下関係会員への周知をお願いします。

なお、産業廃棄物の「動物の死体」を取り扱う処分業者及び収集運搬業者に対しては、別途、当課から通知していることを申し添えます。

問い合わせ先 環境生活部廃棄物指導課 電 話 : 043-223-2757 F A X : 043-221-5789
